

淀川区発注の物品供給等契約案件における随意契約の結果について（令和4年度第3四半期・特名随意契約）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (円) 税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	W T O
1	淀川区役所空気熱源水蓄熱ヒートポンプシステム水系統配管冷媒洩れ等修繕	その他	日本熱源システム株式会社	3,960,000	令和4年10月12日	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号	別紙のとおり	—

## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

淀川区役所空気熱源氷蓄熱ヒートポンプシステム氷系統配管冷媒洩れ等修繕

### 2. 契約の相手方

日本熱源システム（株）

### 3. 随意契約理由

本修繕は、淀川区役所の空調設備（氷蓄熱スクルーヒートポンプ氷系統配管冷媒洩れ等）を修繕するものである。

本設備の低圧警報が頻発し、氷系統の配管より冷媒洩れや制御装置である測温抵抗体についてもセンサー機能の低下により、適切な温度制御が不能の状態であるため、淀川区役所全体の空調を十分に賄えない状態が続いている。

当該設備は、淀川区役所の来庁者や職員が利用するすべての空間を適切な環境に保つ機能を担っており、空調の運転不能は、区役所内が高温度・高湿度となることを意味しており、来庁者や職員の健康を著しく害することが予測されるため、空調設備の早急な修繕を実施することが必要不可欠である。

当該設備は、日本熱源システム株式会社が設計及び製作したものであり、同社のみがシステム構成を熟知しているとともに調整の技術を保有している。さらに、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕については日本熱源システム（株）に随意契約を行うものである。

### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5. 担当部署

淀川区役所 総務課 （電話番号 06-6308-9625）